

# 就学援助制度（新入学学用品費）のご案内

鹿児島市では、経済的な理由でお困りの保護者の方に、学用品費や学校給食費などの費用を支援する「就学援助制度」を実施しています。就学援助制度のうち、「新入学学用品費」（ランドセルや制服など、入学前に準備する学用品に充てる費用）は、入学前の3月に支給されます。受給には申請が必要です。

## 1. 就学援助を受けることができる方

以下の①～④の条件にすべて該当する方が対象になります。

- ① 令和7年2月1日現在で、鹿児島市内に住所を有している方（保護者）
- ② お子さまが令和7年4月に国公立の小学校へ入学される方（私立小学校や特別支援学校へ入学される方は対象外）
- ③ 期限内に申請書を教育委員会へ提出された方
- ④ 同居中の方を含む令和5年中の合計所得金額が、下記の「令和6年度世帯人員別認定所得基準額」以下の方

※ 同居している場合は住民票上別世帯であっても、同じ世帯とみなして判定します。

※ 単身赴任の方や市外の学校に在学している学生は、異なる住所であっても、同じ世帯とみなして判定します。

※ 二世帯住宅等で、玄関や光熱水費等のメーターが別々になっているなど、客観的に別世帯とみなせる場合は判定に含めません。

〔令和6年度世帯人員別認定所得基準額〕

2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯
2,093,600円	2,672,800円	2,964,000円	3,242,400円	3,732,000円	4,221,600円	4,666,400円

※ 給与所得の方は、令和5年分源泉徴収票の金額（給与所得控除後の金額）から10万円（給与所得控除後の金額が10万円未満の場合はその金額）を引いた金額を参考にしてください。

自営業の方など確定申告をした方は、所得として申告した金額を参考にしてください。

※ 世帯の中に市民税が未申告の方がおられる場合、所得状況を把握できないため審査ができません。未申告の方は、速やかに申告を行って下さい。

なお、申告がなされない場合、審査ができず申請が却下されますのでご注意ください。

### 生活保護を受給中の方

生活保護制度で「入学準備金」が3月分保護費とあわせて支給されますので、**申請書の提出は不要です。**  
（新入学学用品費は入学準備金と重複して受給できません）

なお、生活保護が廃止になった場合は、申請可能です。

### 今年度（令和6年度）に就学援助を申請された方のうち、所得要件を満たさなかった方

対象となるお子さまに兄や姉がおられ、今年度、既に就学援助を申請された方のうち、所得要件を満たさず、世帯状況にも変化がない方は、今回の新入学学用品費も支給対象外になります。

## 2. 支給額・支給日・支給方法

支給額：入学されるお子さま1人につき 57,060円（定額）（予定）

支給日：令和7年3月21日（金）（予定） ※ 予定のため、変更になる場合があります。

支給方法：口座振込

審査結果は、令和7年3月中旬に教育委員会から郵送で通知します。

### 3. 申請方法

同封の「返信用封筒」に申請書等を入れて、教育委員会総務課財務係に郵送してください。  
(小学校へはご提出いただけませんので、ご注意ください。)

	提出書類	備考
①	「令和6年度 就学援助（新入学学用品費）受給申請書」 (ご記入後、裏面に振込先の口座がわかる通帳の写しを貼り付けてください)	申請書は、お子さま1人につき、1枚のご提出が必要です
②	注) 令和6年1月1日現在で鹿児島市内に住所がない方は、以下の書類が必要です。 「令和6年度所得額証明書」 (令和5年中の所得金額が記載されたもの)	下記(※)をご覧ください

※ 「令和6年1月2日以降に転入された方」、同一世帯内の「単身赴任者」、「別居中の学生」の方など、ご提出が必要になります。

※ 令和6年1月1日現在の住所地の市町村で取得できます。

※ 対象となるお子さまに兄や姉がおられ、今年度、既に就学援助を申請された方で、申請の際、「令和6年度所得額証明書」を提出済みの方は、改めて提出していただく必要はありません。

提出期限：令和7年1月31日（金）までに必着

### 4. 注意事項

#### (1) 令和7年2月1日以降に鹿児島市外へ転出される方

新入学学用品費を入学後に支給する市町村もあります。本市で3月に受給された方は、重複して受給できませんので、転出先の市町村で就学援助を申請される際は、「新入学学用品費」を受給済みの旨を申し出てください。

#### (2) 鹿児島市の就学援助制度（新入学学用品費を含む）では、私立小学校、特別支援学校は対象外です。

新入学学用品費支給後に、私立小学校、特別支援学校へ入学された場合は、新入学学用品費を返還していただきます。

### 5. 入学後の就学援助制度について

今回の申請は就学援助制度のうち、「新入学学用品費」に関するものです。  
入学後、就学援助の受給を希望される方は、改めて申請が必要になります。  
申請については、入学後の4月に学校を通じてご案内します。

### 6. お問い合わせ・提出先

- (1) お問い合わせ先 サンサンコールかごしま ☎ 099-808-3333  
(2) 提出先 〒892-0816 鹿児島市山下町6番1号 鹿児島市教育総合センター  
鹿児島市教育委員会事務局 総務課財務係 ☎ 099-227-1922